

り災証明書の申請・り災証明願の記入要領

■ 「り災証明書」を申請される前に

- ☆ 「り災証明書」は、消防職員が災害現場を確認、調査していないと発行できません。
- ☆ 燃えた状況や燃えた物又は損壊等の被害の事実が確認できない場合は、「り災証明書」を発行できません。
- ☆ 「り災証明書」の申請には、「り災証明願」の提出と、「り災証明書」1通につき証明手数料として「300円」が必要です。
- ☆ 「り災証明願」は、各消防署及び各出張所に置いてあります。
また、備北地区消防組合のホームページからもダウンロードできます。
手順：【備北地区消防組合ホームページ】→【申請・届出様式】→【警防関係】→【り災証明願】

■ 消防署・出張所に出向き申請及び受け取りを希望される場合

- ☆ 「り災証明願」の受付は、平日の17時以降や土日及び祝日も行なっています。
ただし、「り災証明書」の発行は、平日の8時30分から17時までです。
- ☆ 「り災証明書」の申請ができるのは、「り災物件」の所有者、管理者、占有者及びり災者の同居家族、血族の2親等以内の方です。
- ☆ やむを得ない理由で申請者以外の方が申請に来られる場合は、「委任状」を提出してください。
(「委任状」は、備北地区消防組合のホームページからもダウンロードできます。)
- ☆ 「り災証明願」の内容について確認させていただく場合がありますので、「電話番号(携帯電話番号でも可)」を必ず記入してください。
- ☆ 申請に来られた方が本人であることを確認する必要があるときは、運転免許証又は身分証明書等の提出を求める場合があります。

■ 郵送による申請及び受け取りを希望される場合

- ☆ 「り災証明願」の郵送による提出は、り災物件の所有者、管理者、占有者及びり災者の同居家族、血族の2親等以内の方が、「本人確認ができるもの(運転免許証のコピー、健康保険証のコピー、マイナンバーカードのコピー、住民票、印鑑登録証明書等)」と、「証明手数料」を現金書留又は定額小為替で同封して提出してください。
- ☆ 郵送による申請の場合は、本人確認を行いますので、連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。確認ができない場合は、発行できません。
- ☆ 「証明手数料」が免除される場合がありますので、郵送前に必ずり災場所を管轄する消防署・出張所に問い合わせてください。
- ☆ 郵送による「り災証明書」の交付を希望される方は、「り災証明願」提出時に、普通郵便での郵送を希望される場合は、84円の郵便切手を貼り宛先を記入した封筒を提出してください。また、簡易書留での郵送を希望される場合は、84円に加えて350円の郵便切手を貼り宛先を記入した封筒を提出してください。

■ 記入要領

- ☆ 「申請者」欄は、申請される方の住所、氏名を記入してください。
り災物件の所有者等が法人である場合は、法人名と代表者の方の職、氏名を記入してください。
(記入例：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇)
- ☆ 「出火日時」は、火災のあった年月日、日時を記入してください。
- ☆ 「り災場所」は、火災のあった場所の登記簿に記載されている番地を記入してください。
公道上での火災などは、火災現場付近の町名、道路名及び付近にある建物名称などを記入してください。(記入例：〇〇町 国道〇〇号 〇〇宅前 道路上)
- ☆ 「り災状況」は、り災した物件について記入してください。
(記入例 1：木造，瓦葺，2階建，延面積〇〇㎡の住宅を焼損)
(記入例 2：木造，瓦葺，2階建，延面積〇〇㎡の住宅のうち2階の一部〇〇㎡を焼損)
(記入例 3：家具，電気製品等内容物を焼損並びに水破損)
(記入例 4：普通乗用車（日産〇〇〇 登録番号 広島〇〇 〇 〇〇〇〇）を焼損)
(記入例 5：屋外の工作物（〇〇〇〇）を焼損)
- ☆ 「出火日時」，「り災場所」，「り災状況」欄の記入については，「り災証明書」の記載内容と整合させるため，り災場所を管轄する消防署・出張所にお問い合わせください。
- ☆ 「り災証明書提出先」が複数ある場合は，提出先の全てを記入してください。